

地域包括ケアに資する地域リハ専門職認定研修を修了しました。

平成 28 年 2 月 14 日 回復期班 作業療法士 中山浩介

厚生労働省は、2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

長崎県は、地域医療介護総合確保基金からの予算で介護人材確保対策事業の一つである地域包括ケアに資する地域リハビリテーション専門職認定研修事業を平成27年度よりスタートしております。新しい介護予防から生活機能に関連する評価技能を高め、地域ケア会議等の市町・地域包括支援センターが実施する会議において、住民の方々への生活支援に活かすことができる助言等を行える理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する目的で、平成27年度から29年度にわたりナガサキリハビリテーションネットワークが実施主体となり長崎県理学療法士協会、長崎県作業療法士会、長崎県言語聴覚士会が協働して標記事業（研修会）を開催しております。人口1万人に対して3名のリハ専門職を配置できるように3年間で400名程養成していく予定です。

研修修了者には認定証が発行され、認定者名簿が長崎県の方へ提出されます。今後は長崎県での介護予防事業や地域ケア会議等ではこの研修会を受講し、認定を持っているリハ専門職に声がかかることが予想されています。

